

## 自然災害等発生時の対応について

- 1 次の場合は、「臨時休校」とします。

北斗市や函館市を含む渡島東部に、気象に関する『特別警報』が発表された場合。

※『特別警報』とは、通常の「警報」の基準をはるかに超える大雨や暴風等が予想され、重大な災害が起こるおそれが著しく高まっている場合に気象庁から発表されます。

- 2 1以外の場合で、鉄道やバス等の公共交通機関が運休または遅延となっている場合

(1) 通学可能な他の交通手段がないか検討してください

(2) 他の交通手段がない場合、自宅待機とし、速やかに学校(担任)に連絡して今後の指示を受けてください。

- 3 1以外の場合で、登校途中に乗り継ぎの鉄道やバス等が運休または遅延となって登校することが困難な場合、速やかに学校(担任)に連絡して指示を受けてください。

- 4 公共交通機関が運行を再開し、登校が可能となった場合、学校に到着する時間を勘案しながら、可能な限り登校してください。

- 5 自宅待機となった場合、公共交通機関の運休または遅延による欠席・欠課は、通常の「欠席」扱いとはなりません。

- 6 その他

(1) 登校後に警報(暴風・大雨・洪水・暴風雪等)が発令され、公共交通機関の運休が予想されるなどの場合、授業を打ち切って生徒を下校させる場合があります。

(2) ご不明な点は、学校までお問合せください。

担当：教頭(電話 0138-49-2411)